

おせっかいな

# 傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟―控訴審―

No. 18  
2021年3月

2021年3月22日(月)、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第2回口頭弁論が行われました。今は感染対策のため傍聴席の約半数しか入場できませんが、抽選もなく傍聴することができました。

**開廷後**、まず、原告・国・東電が提出した書面(主張や反論)の確認が行われました。原告は、前回国が「長期評価は信頼度が低い、と判断したことに誤りはなかった、だから、津波は想定外で予測できないことだった」と主張したことに対する反論と、国や東電が控訴を行う理由として挙げた「損害論」「因果関係論」に対する反論を行いました。そして国は今回も、「責任論」に関する主張をおこない、東電は今回も「損害論」に関する主張を行なっています。

余談ですが、「長期評価」に関する国の主張をずっとみてみると(日本の地震対策の課題を解決するためにつくった国の専門機関が示す見解でも、不都合なことは信頼しないし、専門家の見解をもとに人命を守るための安全優先策をとろうとしない)という姿勢が、今のコロナ禍に重なります。それは、水俣、足尾、石綿の問題も同じように感じます。むしろ、こう言った姿勢が変わらないという課題を解決しないと、同じことを何度も繰り返して、私たちは歴史に悲しみを刻みつづけるような気がします。

**さて、控訴審になり**、裁判長や裁判官はこれまで直接原告の話を聞いたことがない方々です。顔もしらず、声も聞いたことがなく、リアルな情報が何もなく、書類だけで長い第一審の経緯を把握し裁判所にいます。第一審でもそれは同じで、意見陳述などを行なった一部の方しか原告として対面する機会はありません。主張が伝わるように、弁護団は控訴審でも意見陳述を続けていく方針で、今のところ裁判所も理解を示してくれているようです。

**この日の意見陳述は**、伊達市から避難された方が事故当時の葛藤や避難した団地の様子、自身の思いなどを話されました。当初は福島に残ろうと、「どうすればこの場所で子供達を健康に育てることができるのか、血を吐くような思い

で探る日々だった」という言葉から想像する一日一日が、とても重く感じられました。「だれも避難したくて避難したわけではない。ただやみくもに不安に駆られて避難をしたわけでもない」避難を選択するには相当の理由があったことを、ご自身の言葉でしっかりと話されていました。

**控訴審は**、裁判の仕組みの中で、主張や立証を行える最後の機会になるのだそうです。弁護団は今後、控訴理由のひとつ「避難の相当性が認められなかったこと」への主張のため、原告の方々の自宅近くの土壌調査を行い、結果を証拠として提出する予定だそうです。土壌の放射性物質が残っていることがわかれば、それが靴につき、自宅に運ばれ、自宅で内部被曝する可能性もあり、避難の根拠となりうる、ということです。

**また**、損害賠償が認められなかったことに対して、同様の裁判の中でも最も賠償範囲の広い京都訴訟から学び、アンケートを行い研究者に分析していただき、証拠として提出するそうです。アンケートは2種類あり、一つは、第一審の陳述書から慰謝料を客観的に分析し、足りないことを追加聴取する形で行い、もう一つは、ストレスに関するアンケートです。京都のアンケート結果から PTSD の症状が見受けられる方が多く、原発事故と避難生活を送る中での精神的な苦痛を明確に提示できたことが裁判の結果につながったようです。京都の訴訟では、文化人類学の研究者である竹沢尚一郎先生がアンケートの分析を行い、証拠として提出していました。今回、北海道訴訟でも竹沢先生にご協力をお願いしたそうです。そしてこの日、一緒に分析をおこなってくださる 京都大学の近藤有希子先生が傍聴にいらしていました。

**そのアンケート結果は**、9月末までに裁判所へ提出する予定だそうです。提出には、原告の方々の回答が必要です。思い出すことの辛さや、考えたくないこともあると思います。それは、当事者ではない私には分かりえないことですが、向き合うことが辛い時や手が進まない時には、誰かにそのことを伝えることが必要だと思います。きっと、手が進まないままでもストレスになるような気がします。同じ原告の仲間や担当の弁護士さんなど、誰かに話し、誰かの声を聞くことは大事なことのようだと思います。

